

島根県幸

平成30年7月17日(火)

第 3,023 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

次 目

【規 則】

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

(農林水産総務課)

2

2

6

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更 (3件)

(森林整備課)

【公告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧

(中小企業課)

【正 誤】

平成30年5月31日付け島根県報号外第81号中

(財 政 課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則 (規則第74号)

- 1 規則の概要
- (1) 農業協同組合法施行令の改正に伴う引用する条項の整理(第1条・様式第2号関係)
- (2) 土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理(第1条・様式第2号関係)
- (3) 個人情報の保護に関する法律の規定により、知事が農林水産業協同組合等に対して行う検査について定めることとした。(第1条・様式第2号関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成31年4月1日から施行することとした。

<u>規_______則</u>

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農林水産業協同組合等検査規則(平成18年島根県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第62条第2項」を「第63条第2項」に、「第133条」を「第133条第1項」に改め、「第16条第2項の規定により適用される場合を含む。)」の次に「、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第4項の規定により適用される個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第40条第1項」を加える。

様式第2号表面中「第62条第2項」を「第63条第2項」に、「第133条」を「第133条第1項」に、

「森林組合法第111条第1項から第5項まで及び森林組合法施行令第16条第2項の規定により適

用される同法第111条第1項から第5項まで

「森林組合法第111条第1項から第5項まで及び森林組合法施行令第16条第2項の規定により適用される同法第111条第1項から第5項まで

に改める。 個人情報の保護に関する法律施行令第21条第4項の規定により適用される個人情報の保護に関

する法律第40条第1項

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「第133条」を「第133条第1項」に改める部分に限る。)及び様式第2号表面の改正規定(「第133条」を「第133条第1項」に改める部分に限る。)は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第500号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町芦谷860-1、862-1、862-2、862-4、863、864、865、865-1、865-2、865内3、1867、1867内1、1868-2、1938内4、1938内13、1938内14、1939-1、1939-13、1939-16、2050-3から2050-6まで、2050-8、2356内1、2356-82、2356-113

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町芦谷862-2、862-4、863、1867、1938内4、1938内13、1938内14、2356内1、1867内1・1939-1・1939-13・2356-82・2356-113 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町芦谷291-2、751、1146、1146-1、2098内1、2098-2、2098-3、2104-1、2142、2142-2、2142内1、2222-1、2345-3、2345-7、2345-8、2346、2348内1、2348-4、2348-5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第501号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町下古和乙47、乙48、364、364内1、366、367、368、377、378、434、434-1、440、440内1、441、453-2、505、506、509内1、847、1261、1262-1、1262内1、1263、1264、1276、1278、1305-4、1311、1318-2、1343-3、1382-1、1472

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。 浜田市三隅町下古和乙47、847、1472、364・367・368・378・453-2・1318-2・1382-1 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町下古和1395-3 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第502号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那2664-1、2664-2、2666-1、2666-2、2667-1、2667-2、2670-1、2670-2、2673-1、2673-2、2676-1、2676-2、2684-1、2684-2

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 邑智郡邑南町阿須那3477-1
 - (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係 書類を縦覧に供する。

平成30年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - みしまや川津店 島根県松江市西川津町850-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
 - 寺西 康雄 大阪府茨木市東福井三丁目6番12号
- 3 承継の年月日
 - 平成30年5月28日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
 - 株式会社みしまや 島根県松江市雑賀町99
- 5 承継の理由
 - 売買による譲渡のため
- 6 承継に係る店舗面積
 - 1,572平方メートル
- 7 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

正誤

平成30年5月31日付け島根県報号外第81号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 35 島根県告

島根県告示 第395号中 誤

収 益					益		金	客	頂			費				用			金	額	
F	عللد		1-7							千円	-	All.	k.	#						10	千円
医	業		収	益					8, 293	3, 183	医	弟	E	費	用					10,	029, 316
	入		院		収		益		5, 749	, 420		給			与			3	費	5,	459, 343
	外		来		収		益	:	2,001	, 421		材			料			3	費	2,	141,628
	そ	Ø	他	医	業	収	益		542	2, 342		経						3	費	1,	756, 496
医	業	外	収	益					1, 208	3, 944		減	,	価	償		却	3	費		596, 978
	受	取	利	息	配	当	金		1	, 876		資		産	減		耗	3	費		34, 313
	国	庫	Ĺ	補	B	h	金		22	2, 344		研		究	研		修	3	費		40, 558
	他	会	計	• 1	甫	助	金		91	, 978	医	業	外	費	用						751, 264
	負			担			金		545	5, 299		支担	弘利	息及	び企	業債	取扱	及諸領	費		172,850
	長	期	前	受	金	戻	入		312	2, 440		雑			損			4	失		524, 671
	そ	の 1	也足	医業	纟 外	収	益		235	5,007		長	期ī	前扌	仏 消	費	税	償 :	却		53, 743
特	別		利	益					53	3, 789	特	另	IJ	損	失						0
	固	定	資	産	売	却	益			0		減		損		損	l	1	失		0
	過	年	变 扌	員 益	生 修	正	益		53	3, 789		過	年	度	損	益	修 .	E i	損		0
	そ	の	他	特	別	利	益			0		そ	の	他	特	別	打打	員	失		0
											当	期純	利益	E (/	△損失	()				Δ 1,	224,664
			Ē	計					9, 555	5, 916					計					9,	555, 916

正

収 益						金	額		費				用					金	額		
医	業	÷	収	益					∓ 8, 930, 25	·円	厍	当	¥	費	用					11	千円 005, 150
	入	•	院	11111.	収		益		5, 930, 2; 6, 257, 9;			給	K	具	与			耄	Þ		042, 454
	外		来		収		益		2, 097, 58			材			料			星			195, 011
	イそ	の	他	医	業	収	益	2	574, 72			経			11			星	`		969, 321
医	業	外	収	益	//			1	1, 707, 54			減	1	価	償		却	星	`	1,	716, 286
	受	取	利	息	配	当	金		2, 17			資		産	減		耗	星			34, 313
	国	庫	Ē	補	耳	h	金		22, 34			研		究	研		修	1	ŧ		47, 765
	他	会	計	- ‡	甫	助	金		92, 12	26	医	業	外	費	用						846, 561
	負			担			金		881, 58	83		支扌	払利.	息及	び企	業債	取扱	及諸婁	ť		220, 135
	長	期	前	受	金	戻	入		452, 45	57		雑			損			5	Ę.		558, 314
	そ	の .	他	医 業	纟 外	収	益		256, 86	62		長	期;	前扌	仏 消	費	税	償 ±	:[]		68, 112
特	別	J	利	益					53, 78	89	特	另	IJ	損	失						0
	固	定	資	産	売	却	益			0		減		損		損		5	Ē		0
	過	年	度打	員 益	. 修	正	益		53, 78	89		過	年	度	損	益 作	多]	正 抄	Ę		0
	そ	Ø	他	特	別	利	益			0		そ	の	他	特	別	揁	j 4	Ē		0
											当其	胡純	利益	(/	△損失)				Δ1,	160,120
			i	計				10	0, 691, 59	91					計					10,	691, 591